

NPO 法人日本ブラインドサッカー協会の登録商標の管理・運用について

NPO 法人日本ブラインドサッカー協会

2016 年 12 月 実施

2017 年 9 月 改訂

2021 年 12 月 改訂

2025 年 11 月 改訂

NPO 法人日本ブラインドサッカー協会(以下、JBFA)は、「ブラインドサッカーを通じて、視覚障がい者と健常者が当たり前に混ざり合う社会を実現すること」をビジョンに掲げ、ブラインドサッカーの競技力向上および普及活動を行っております。これらの活動を継続的に行っていくために、JBFA は知的財産権、登録商標の管理・運用をしています。

JBFA は 2002 年に日本視覚障害者サッカー協会として設立され、2007 年から「ブラインドサッカー」および「ブラインドサッカー」に関連する活動(スポ育など)のブランディングに取り組んでおり、2010 年に日本ブラインドサッカー協会へ改称、2015 年に法人化し NPO 法人日本ブラインドサッカー協会となりました。

東京 2020 パラリンピック開催決定以降、JBFA、ブラインドサッカー、パラスポーツを取り巻く環境は大きく変わり、体験会や関連イベント等が全国で開催されるようになり、競技の認知・普及が拡大してまいりました。このような外部環境に変化があるなかでも、JBFA が知的財産権、登録商標の管理を行っている理由は以下の 2 点になります。

- ① ブラインドサッカーが視覚障がいの有無に関わらず全ての方が楽しむことのできるスポーツとしていくため
2001 年に日本に導入されたブラインドサッカーは、20 年以上の普及活動のもと徐々に競技指導や、体験会・研修運営ノウハウが蓄積されてまいりました。これらを活かし、ブラインドサッカーが視覚障がいの有無に関わらず全ての方が楽しむことのできるスポーツとしていきたいという想い
- ② 財源を開拓し経営を安定させるため

JBFA では自立をした組織運営を持続可能なものとしていくため、収益における補助金・助成金比率を全体の 3~4 割程度にとどめ、事業収益比率の安定化に尽力をしてまいりました。知的財産権、登録商標を管理・運用し活用するビジネスモデルを維持し、ブラインドサッカーが社会にどの様な価値を提供し続けられるのかを伝えていくことで、自立をした組織運営を続けていきたいという想い

「ブラインドサッカー」および「ブラインドサッカー」に関連する活動のブランディングと発生する知的財産権、登録商標についての管理・運用は、こうした理由のもとに行われています。この活動は、競技普及や連携する企業、団体と共に広告宣伝・販売促進活動といったビジネスモデルをより強固に拡充していくことを目的に行ってまいります。

「つきましては、下記の通り申請フォームを設けました。皆様とともに適切に管理・運用してまいりたく、ご協力のほど宜しくお願い致します。」

＜商標利用申請先＞

NPO 法人日本ブラインドサッカー協会 広報コミュニケーション室

<https://forms.office.com/r/S6LV3aev51>

① JBFA の登録商標

BLIND SOCCER ブラインドサッカー／ Blind Soccer ／ ブラサカ ／ スポ育 ／ NINJA BLUE ／
meetme-X ミートミークス／meetme-Xロゴ ／ JBFA ロゴ

登録商標		
文字	図形	登録
BLIND SOCCER ブラインドサッカー		第 5086068 号
ブラサカ		第 5900887 号 第 6333124 号
Blind Soccer		第 5893826 号
スポ育		第 5564500 号
NINJA BLUE		第 6494865 号
meetme-X＼ミートミークス		第 6604256 号
JBFA ロゴ		第 5955471 号
meetme-X ロゴ		第 6604255 号

② 登録商標の管理・運用について

JBFA が保有する登録商標は商標権で保護されており、JBFA の提供する商品・役務の信用を表し、内容の質を保証するものとして価値ある財産として位置づけられています。保有する登録商標が第三者によって商標として使用されたり、その価値が希釈化したりすることを防止するため、ガイドラインを設けられています。

「BLIND SOCCER ブラインドサッカー」「Blind Soccer」「ブラサカ」について

・正式名称

ブラインドサッカーは英語表記で「Blind Football」と呼ばれます。和訳では公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が「ブラインドフットボール」としています。JBFA は、「ブラインドサッカー」という呼称のブランド化に取り組んでおり、関連する呼称も含め「BLIND SOCCER ブラインドサッカー」、「ブラサカ」を商標として管理・運用しています。

・使用について

「スポ育」「meetme-X／ミートミークス」「JBFA ロゴ」「meetme-X／ミートミークスロゴ」について

JBFA が管理する「スポ育」「meetme-X／ミートミークス」「JBFA ロゴ」「meetme-X／ミートミークスロゴ」の登録商標は、メディアによる報道、個人による SNS での情報発信を除き、JBFA の許可なく使用することはできません。無断でこれらの呼称を使用できません。

「BLIND SOCCER ブラインドサッカー」「Blind Soccer」「ブラサカ」について

JBFA が管理する「BLIND SOCCER ブラインドサッカー」「Blind Soccer」「ブラサカ」の登録商標は、メディアによる報道・個人による情報発信を目的とした SNS での使用であれば許可なく使用ができます。それ以外の目的で JBFA の許可なくこれらの呼称を使用することはできません。メディアによる報道・個人による情報発信を目的とした SNS での使用において帰属先明記は不要です。JBFA サイトの本文中では「®(登録商標マーク)」は基本的に使用していません。

報道・SNS での使用とは)

メディアによる報道、個人による SNS での情報発信(広報使用、広告宣伝・販促販売促進使用を除く)を指します。

広報使用とは)

プレスリリース、社内報、CSR レポートを指します。また、大学・地方自治体・大学・メディア・その他非営利組織によるイベント、講演、それに伴うチラシ、ポスター、SNS での情報発信(個人による情報発信、企業による情報発信を除く)を指します。企業によるイベント、講演、それに伴うチラシ、ポスター、SNS での情報発信は、広告宣伝・販売促進使用扱いになります。

広告宣伝・販売促進使用とは

競技用サイドフェンス、自社 HP バナーでの使用、新聞・雑誌広告での使用、TVCM・WEB CM での使用、その他販促物での使用、キャンペーンでの使用、ノベルティ制作での使用、クッズ等のライセンス商品での使用等、マーケティング活動の一環である商業活動を指します。また、企業によるイベント、講演、それに伴うチラシ、ポスター、SNS での情報発信も、広告宣伝・販売促進使用扱いになります。

JBFA パートナー企業、ブラインドサッカー登録チームおよび地域協会のスポンサー企業、ブラインドサッカー選手個人のスポンサー企業を除く企業によるブラインドサッカ一体験会や講演会等の運営を受託する行為は禁止しています。

広報使用、広告宣伝・販売促進使用の場合は、必ず JBFA まで事前申請のうえご相談ください。また、同目的での使用時には「®(登録商標マーク)」をつけるか、文章中に商標の帰属先を記載してください。普通名称的、形容詞的な表現で説明的に使用する、複数形で使用する、一部を省略させて使用する、組み合わせて使用することはご遠慮ください。

※登録商標に関わらず「日本ブラインドサッカー協会を応援しています。」「ブラインドサッカー男子日本代表を応援しています。」「ブラインドサッカー女子日本代表を応援しています。」「ロービジョンフットサル日本代表を応援しています。」等これらに類似する言葉は JBFA パートナー、スポンサーのみが利用できる権利です。

使用者(誰が)	行政・地方自治体・大学・非常利組織(NPO 法人など)	JBFA 公認事業 *3	該当なし
窓口(誰と)	JBFA ブラインドサッカー登録チーム・地域協会 *1	JBFA 公認事業 *3	該当なし
報道・SNS使用	報道(メディアによる) SNS(個人による)	JBFA 公認事業 *3	該当なし
広報使用	プレスリリース 社内報 イベント・講演会 CSRレポート 告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 自社HP・バー 新聞・雑誌広告 TVCM・WEB CM等 その他商促物 キャラクターネイ ノベルティ制作 ライセンス商品販売 営業活動 *4 その他	JBFAに申請をお願いします。	JBFAに申請をお願いします。
広告宣伝・販売促進使用	告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 競技用サイドベンチス 自社HP・バー 新聞・雑誌広告 TVCM・WEB CM等 その他商促物 キャラクターネイ ノベルティ制作 ライセンス商品販売 営業活動 *4 その他	【有信】JBFAに申請をお願いします。	【有信】JBFAに申請をお願いします。
使用者(誰が)	クラブチーム	JBFA 公認事業 *3	該当なし
窓口(誰と)	JBFA ブラインドサッカー登録チーム・地域協会 *1	JBFA 公認事業 *3	該当なし
報道・SNS使用	報道(メディアによる) SNS(個人による)	JBFA 公認事業 *3	該当なし
広報使用	プレスリリース 社内報 イベント・講演会 CSRレポート 告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 自社HP・バー その他	JBFAに申請をお願いします。	
広告宣伝・販売促進使用	告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 競技用サイドベンチス 自社HP・バー 新聞・雑誌広告 TVCM・WEB CM等 その他商促物 キャラクターネイ ノベルティ制作 ライセンス商品販売 営業活動 *4 その他	【有信】JBFAに申請をお願いします。	
使用者(誰が)	メディア・出版社	JBFA 公認事業 *3	該当なし
窓口(誰と)	JBFA ブラインドサッカー登録チーム・地域協会 *1	JBFA 公認事業 *3	該当なし
報道・SNS使用	報道(メディアによる) SNS(個人による)	JBFA 公認事業 *3	該当なし
広報使用	プレスリリース 社内報 イベント・講演会 CSRレポート 告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 自社HP・バー その他	JBFAに申請をお願いします。	JBFAに申請をお願いします。
広告宣伝・販売促進使用	告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 競技用サイドベンチス 自社HP・バー 新聞・雑誌広告 TVCM・WEB CM等 その他商促物 キャラクターネイ ノベルティ制作 ライセンス商品販売 営業活動 *4 その他	【有信】JBFAに申請をお願いします。	【有信】JBFAに申請をお願いします。
使用者(誰が)	パートナー企業	JBFA 公認事業 *3	該当なし
窓口(誰と)	JBFA ブラインドサッカー登録チーム・地域協会 *1	JBFA 公認事業 *3	該当なし
報道・SNS使用	報道(メディアによる) SNS(個人による)	JBFA 公認事業 *3	該当なし
広報使用	プレスリリース 社内報 イベント・講演会 CSRレポート 告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 自社HP・バー その他	JBFAに申請をお願いします。	
広告宣伝・販売促進使用	告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 競技用サイドベンチス 自社HP・バー 新聞・雑誌広告 TVCM・WEB CM等 その他商促物 キャラクターネイ ノベルティ制作 ライセンス商品販売 営業活動 *4 その他	【有信】JBFAに申請をお願いします。	
使用者(誰が)	その他企業	JBFA 公認事業 *3	該当なし
窓口(誰と)	JBFA ブラインドサッカー登録チーム・地域協会 *1	JBFA 公認事業 *3	該当なし
報道・SNS使用	報道(メディアによる) SNS(個人による)	JBFA 公認事業 *3	該当なし
広報使用	プレスリリース 社内報 イベント・講演会 CSRレポート 告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 自社HP・バー その他	JBFAに申請をお願いします。	
広告宣伝・販売促進使用	告知チラシ・ポスター SNS(個人・企業を除く) 競技用サイドベンチス 自社HP・バー 新聞・雑誌広告 TVCM・WEB CM等 その他商促物 キャラクターネイ ノベルティ制作 ライセンス商品販売 営業活動 *4 その他	【有信】JBFAに申請をお願いします。	

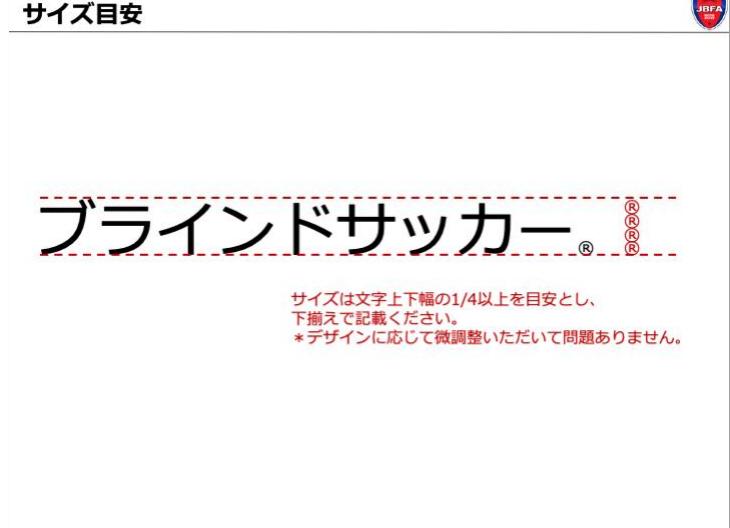
*1 「地域協会」とは各地方協会や都道府県協会を指します。
(例) 九州ブラインドサッカー協会、埼玉県ブラインドサッカー協会)

*2 「資格保有者」とはJBFAが発行する公認コーチ資格、審判資格等を有する方を指します。

*3 「JBFA公認事業」とはJBFAが公認したチャリティイベント、クラウドファンディング、著名人によるイベント等を指します。*4 「営業活動」とはブラインドサッカーチーム会や講演会等の運営を受託する行為を指します。

③ 商標の帰属先の記述について

サイズ目安



サイズは文字上下幅の1/4以上を目安とし、下揃えで記載ください。
*デザインに応じて微調整いただいて問題ありません。

大会・イベント・サービス名称等での使用時



「(登録商標マーク)」を記載

文章中の場合



本文中には「(登録商標マーク)」の記載不要

大会・イベント・サービス名称等での使用時



「(登録商標マーク)」を記載

文章中の場合



本文中には「(登録商標マーク)」の記載不要

大会・イベント・サービス名称等での使用時



「(登録商標マーク)」を記載

文章中の場合



本文中には「(登録商標マーク)」の記載不要

広報・SNSでの使用・報道・SNSでの使用

・報道・SNSでの使用（広報使用、広告宣伝、販促販売促進使用を除く）において帰属先明記は不要です。
・大会名、イベント名、サービス名等での使用時には、「(登録商標マーク)」を記載ください。文章中の場合は、「(登録商標マーク)」を入れる必要はありません。

広報、個人によるSNSでの情報発信の場合



「(登録商標マーク)」を記載



本文中には「(登録商標マーク)」の記載不要

文面においてJBFAの登録商標・商標についての帰属先を明記する方法

- 1.「Blind Soccer」は、NPO 法人日本Blind Soccer協会の登録商標です。
- 2.「ブラサカ」は、NPO 法人日本Blind Soccer協会の登録商標です。
- 3.「スポート」は、NPO 法人日本Blind Soccer協会の登録商標です。
- 4.「JBFA ロゴ」は、NPO 法人日本Blind Soccer協会の登録商標です。

<申請先>

NPO 法人日本ブラインドサッカー協会 広報コミュニケーション室

<https://forms.office.com/r/S6LV3aev51>

問い合わせ先 media@b-soccer.jp

TEL:03-6908-8907